

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他 の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 交付決定額 H 円	交付金 受入済額 I 円	差引過不足額 I-G		備 考
										超過額 J 円	不足額 K 円	
1 介護予防・日常生活支援総合事業												
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)												
ア 訪問介護相当サービス												
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)												
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)												
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)												
オ 訪問型サービスD(移動支援)												
カ その他												
(2)通所型サービス(第1号通所事業)												
ア 通所介護相当サービス												
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)												
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)												
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)												
オ その他												
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)												
ア 栄養改善を目的とした配食												
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応												
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等												
エ その他												
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)												
(5)審査支払手数料												
(6)高額介護予防サービス費相当事業等												
(7)一般介護予防事業												
ア 介護予防把握事業												
イ 介護予防普及啓発事業												
ウ 地域介護予防活動支援事業												
エ 一般介護予防事業評価事業												
オ 地域リハビリテーション活動支援事業												
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業												
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)												
(2)任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
(ア)成年後見制度利用支援事業												
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業												
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業												
(エ)認知症サポーター等養成事業												
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業												
(カ)地域自立生活支援事業												
3 小 計(1+2)												
4 包括的支援事業(社会保障充実分)												
(1)在宅医療・介護連携推進事業												
(2)生活支援体制整備事業												
(3)認知症初期集中支援推進事業												
(4)認知症地域支援・ケア向上事業												
(5)地域ケア会議推進事業												
5 合 計(3+4)												

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

①総合事業の個別協議の有無
②包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保 険 者 名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

別紙様式第4様式1の(1)別添

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3の(1)のアの事業)

実施主体	〇〇市		
実施時期	平成	年	月 日から実施
実績額	0円 (計画額:		0円)
上限額			
(1) 原則の上限額			0円
(2) 選択可能な上限額(給付全体)			0円
(3) (1)の10%特例選択			0円
(4) (2)の10%特例選択			0円
上限超過の理由(下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	その他		
内容 (具体的に 記載)			

※上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとするが、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較か隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。

・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。

・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	交付金 交付決定額 H	交付金 受入済額 I	差引過不足額 I-G		備 考
										超過額 J	不足額 K	
										円	円	
1 旧介護予防・日常生活支援総合事業												
(1)要支援者向け事業												
ア 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
イ ケアマネジメント事業												
ウ 評価事業												
(2)二次予防事業対象者向け事業												
ア 二次予防事業対象者の把握事業												
イ 予防サービス事業及び生活支援サービス事業												
ウ ケアマネジメント事業												
エ 評価事業												
(3)一次予防事業対象者向け事業												
ア 介護予防普及啓発事業												
イ 地域介護予防活動支援事業												
ウ 一次予防事業評価事業												
エ 地域リハビリテーション活動支援事業												
(4)審査支払手数料												
(5)総合事業費精算金												
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業												
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)												
(2)任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
(ア)成年後見制度利用支援事業												
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業												
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業												
(エ)認知症サポーター等養成事業												
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業												
(カ)地域自立生活支援事業												
3 小 計(1+2)												
4 包括的支援事業(社会保障充実分)												
(1)在宅医療・介護連携推進事業												
(2)生活支援体制整備事業												
(3)認知症初期集中支援推進事業												
(4)認知症地域支援・ケア向上事業												
(5)地域ケア会議推進事業												
5 合 計(3+4)												

- (注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

給付見込額	
	円
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無	

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

平成 年度地域支援事業交付金精算書

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 交付決定額 H 円	交付金 受入済額 I 円	差引過不足額 I-G		備考	備考
										超過額 J 円	不足額 K 円		
1 旧介護予防事業													
(1) 二次予防事業													
ア 二次予防事業の対象者把握事業													
イ 通所型介護予防事業													
ウ 訪問型介護予防事業													
エ 二次予防事業評価事業													
(2) 一次予防事業													
ア 介護予防普及啓発事業													
イ 地域介護予防活動支援事業													
ウ 一次予防事業評価事業													
エ 地域リハビリテーション活動支援事業													
(3) 総合事業費精算金													
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業													
(1) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)													
(2) 任意事業													
ア 介護給付等費用適正化事業													
イ 家族介護支援事業													
ウ その他の事業													
(ア) 成年後見制度利用支援事業													
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業													
(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業													
(エ) 認知症サポーター等養成事業													
(オ) 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業													
(カ) 地域自立生活支援事業													
3 小計(1+2)													
4 包括的支援事業(社会保障充実分事業計)													
(1) 在宅医療・介護連携推進事業													
(2) 生活支援体制整備事業													
(3) 認知症初期集中支援推進事業													
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業													
(5) 地域ケア会議推進事業													
5 合計(3+4)													

- (注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 2 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

給付見込額
円
包括的支援事業(社会保障充実分)の個別協議の有無

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

別紙様式第4様式2

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書

1 地域包括支援センターの設置状況

(1) 設置状況

	合計	
	直営	委託
地域包括支援センターの設置数		

(2) 委託先の状況

	合計						
	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他	
委託先件数							

(3) 職員の状況

	合計			
	保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他
配置数				

※「保健師」には経験ある看護師も含む。

保険者名				
都道府県 コード	市区町村コード			C・D

平成 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3の(1)、(2)、(3)のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
	実施主体	〇〇市
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事業費	円 (計画額: 円)	
事業名 (事業費)	実施内容	効果
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業名（事業費）」について、事業名は様式3別添より番号を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック
	② ケアプランの点検
	③ 住宅改修等の点検
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護給付費通知
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催
	⑨ 認知症高齢者見守り事業
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業
	⑪ 介護者交流会の開催
	⑫ 介護自立支援事業
	⑬ 介護用品の支給
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業
	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業
	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	⑰ 認知症サポーター等養成事業
	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業
	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のイの事業）

実施主体	〇〇市									
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施				
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施				
社会保障充実分 総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)		円				
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	
	0円	(イ)等の会議		(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(キ)その他の研修			
		0回	0箇所	0人	0回	0回				
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層				
		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体		
	0円	0人		0箇所		0人		0箇所		
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				
	0円	0箇所				0箇所				
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				
	0円	0回				0回				

(注)

- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。右欄には実施の場合は〇、未実施の場合は×を記入すること。

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のイ・ウの事業）

実施主体	〇〇市	
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		
実施時期	平成 年 月 日から実施	
②主要介護給付等費用適正化事業		
事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等	
認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
③小規模自治体に該当		

(注)

- 1 「事業費（実施計画額）」には、対象経費実支出額と実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。
- 3 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

平成 年度旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

1 旧介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る理由（該当項目にチェック）

- (ア) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超えず、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。
- (イ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超えない。
- (ウ) 地域支援事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の三を超え、
旧介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が、給付見込額の百分の二を超える。

2 実績額等について

	(1)旧政令第37条の13第1項で定める上限額 (※2)	(2)事業実績額 (※3)	うち要支援者にかかる額(※4)	(3)差引額((2)-(1)) (0以上の数値を記入。) (※6)
地域支援事業	円	円	円	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営等)及び任意事業	円	円		

(4)給付見込額 (※1)	円	(5)給付見込額に1%を乗じて得た額(※5)	地域支援事業 円	旧介護予防・日常生活支援総合事業 円
------------------	---	------------------------	-------------	-----------------------

(※1) 給付見込額は、旧政令第37条の13第2項で規定されるとおり、旧介護予防・日常生活支援総合支援事業を行わないものとするれば介護給付等に要することとなる費用の見込額に基づいて算定すること。

(※2) (1)旧政令第37条の13第1項で定める上限額の算定時において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。(以下(※4)においても同じ。)

(※3) (2)事業実績額は、対象経費実支出額を記入すること。

(※4) うち要支援者にかかる額は、(2)事業実績額中、要支援者の旧介護予防・日常生活支援総合事業にかかる実績額を記入すること。

(※5) (5)給付見込額に1%を乗じて得た額は、給付見込額に、旧政令第37条の13第1項で定める上限比率(地域支援事業=百分の3、旧介護予防・日常生活支援総合事業=百分の2)に百分の1を加えた比率を乗じて得た額から、(1)旧政令第37条の13第1項で定める上限額を差し引いた額を記入すること。

(※6) (3)差引額は、(5)給付見込額に1%を乗じて得た額を下回る額を記入すること。

保 険 者 名					
都道府県コード*	市区町村コード*	C	D		

平成 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づき平成 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)

{ 第6条第1項の規定により
第6条第3項の規定により、修正のうえ }

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は { 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり
2のとおり } である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費		交付金の額	
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	金	円
旧介護予防・日常生活支援総合事業 又は旧介護予防事業	金	円	金	円
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業	金	円	金	円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円	金	円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は {平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり} 2のとおり } である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費 金 円 (内今回増加(減少)額 金 円)
交付金の額 金 円 (内今回追加交付(一部取消)額 金 円)

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

Table with 4 columns: 区分, 事業に要する経費, 交付金の額, and a blank column. Rows include categories like '介護予防・日常生活支援総合事業' and '包括的支援事業' with sub-rows for '内今回増加(減少)額' and '内今回追加交付(一部取消)額'.

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

(別表)

平成 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市 町 村 名

		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
	旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業	円	円	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

(標 題)

管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

記入上の注意

標題は、次のとおり記入する。

- (1) 当初申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (2) 変更交付申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (3) 事業実績報告のときは、「平成 年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。

(項)高齢者日常生活支援等推進費
(目)地域支援事業交付金

(都道府県名:)

項番	市町村名	保険者番号	当初交付申請公文書		区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整交付金所要額	備考	
			年月日	番号											
			A	B											C(A-B)
						円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1					介護予防・日常生活支援総合事業										
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業										
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業										
					在宅医療・介護連携推進事業										
					生活支援体制整備事業										
					認知症初期集中支援推進事業										
					認知症地域支援・ケア向上事業										
					地域ケア会議推進事業										
					計										
2					介護予防・日常生活支援総合事業										
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業										
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業										
					在宅医療・介護連携推進事業										
					生活支援体制整備事業										
					認知症初期集中支援推進事業										
					認知症地域支援・ケア向上事業										
					地域ケア会議推進事業										
					計										
3					介護予防・日常生活支援総合事業										
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業										
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業										
					在宅医療・介護連携推進事業										
					生活支援体制整備事業										
					認知症初期集中支援推進事業										
					認知症地域支援・ケア向上事業										
					地域ケア会議推進事業										
					計										
4					介護予防・日常生活支援総合事業										
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業										
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業										
					在宅医療・介護連携推進事業										
					生活支援体制整備事業										
					認知症初期集中支援推進事業										
					認知症地域支援・ケア向上事業										
					地域ケア会議推進事業										
					計										
5					介護予防・日常生活支援総合事業										
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業										
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業										
					在宅医療・介護連携推進事業										
					生活支援体制整備事業										
					認知症初期集中支援推進事業										
					認知症地域支援・ケア向上事業										
					地域ケア会議推進事業										
					計										
合計					介護予防・日常生活支援総合事業										
					旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防事業										
					包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業										
					在宅医療・介護連携推進事業										
					生活支援体制整備事業										
					認知症初期集中支援推進事業										
					認知症地域支援・ケア向上事業										
					地域ケア会議推進事業										
					計										

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、旧介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。

2 B欄には、交付要綱の4(1)寄付金その他の収入額を記入すること。

3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

(項)高齢者日常生活支援等推進費

(目)地域支援事業交付金

(都道府県名:)

項番	市町村名	区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費 実支出額	基準額	交付基本額	交付金所要額	総合事業調整 交付金所要額	備考	
			A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H		
			円	円	円	円	円	円	円	円		
1		介護予防・日常生活支援総合事業										
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業										
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運 営)及び任意事業										
		在宅医療・介護連携推進事業										
		生活支援体制整備事業										
		認知症初期集中支援推進事業										
		認知症地域支援・ケア向上事業										
		地域ケア会議推進事業										
		計										
		2		介護予防・日常生活支援総合事業								
旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業												
包括的支援事業(地域包括支援センターの運 営)及び任意事業												
在宅医療・介護連携推進事業												
生活支援体制整備事業												
認知症初期集中支援推進事業												
認知症地域支援・ケア向上事業												
地域ケア会議推進事業												
計												
3				介護予防・日常生活支援総合事業								
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業										
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運 営)及び任意事業										
		在宅医療・介護連携推進事業										
		生活支援体制整備事業										
		認知症初期集中支援推進事業										
		認知症地域支援・ケア向上事業										
		地域ケア会議推進事業										
		計										
		4		介護予防・日常生活支援総合事業								
旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業												
包括的支援事業(地域包括支援センターの運 営)及び任意事業												
在宅医療・介護連携推進事業												
生活支援体制整備事業												
認知症初期集中支援推進事業												
認知症地域支援・ケア向上事業												
地域ケア会議推進事業												
計												
5				介護予防・日常生活支援総合事業								
		旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業										
		包括的支援事業(地域包括支援センターの運 営)及び任意事業										
		在宅医療・介護連携推進事業										
		生活支援体制整備事業										
		認知症初期集中支援推進事業										
		認知症地域支援・ケア向上事業										
		地域ケア会議推進事業										
		計										
		合計		介護予防・日常生活支援総合事業								
旧介護予防・日常生活支援総合事業又は旧 介護予防事業												
包括的支援事業(地域包括支援センターの運 営)及び任意事業												
在宅医療・介護連携推進事業												
生活支援体制整備事業												
認知症初期集中支援推進事業												
認知症地域支援・ケア向上事業												
地域ケア会議推進事業												
計												

(注) 1 区分欄における「実施事業名」欄には、旧介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防・日常生活支援総合事業のうち、実施している事業名を記入すること。

2 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

3 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数は、これを切り捨てること。)を記入すること。